

(一般社団法人) 北海道自然保護協会 会長 在田一則様
十勝自然保護協会 共同代表 安藤御史様、佐藤与志松様
富川北一丁目沙流川被害者の会 代表 中村正晴様
平取ダム建設問題協議会 代表 松井和男様
苫小牧の自然を守る会 代表 舘崎やよい様
ユウパリコザクラの会 代表 藤井純一様
胆振日高高校退職教職員の会 代表 高橋守様
自然林再生ネットワーク 代表 前田菜穂子様

北海道開発行政の推進については、日頃から特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年10月14日付で北海道開発局長岡部宛、室蘭開発建設部長原宛に頂いた「アイヌ文化保全対策について」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも、地域皆様の安全・安心を目指しております治水事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成26年10月29日

北海道開発局 室蘭開発建設部 沙流川ダム建設事業所長

(別紙)

1. 9月25日に開催された第16回平取ダム地域文化保全対策検討会において、ダム建設によって水浸する樹木を伐採することが公表されました。これらの樹木は、国民の重要な財産であるとともに、オヒョウニレやシナノキに代表されるようにアイヌの伝統的生活空間（イオル）を守るうえで非常に貴重です。このことは、アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想（アイヌ文化振興等施策推進会議，2005）においても明記されています。したがって、伐採予定の全樹木について、樹種・樹高・胸高直径の個体ごとの情報、アイヌ文化への活用方法、売却する場合はその方法について、すべて具体的に教えてください。

(回答)

湛水にあたって樹木を伐採する場合は、今後、必要に応じて、樹種、直径を調査する予定です。

有用植物の保全や活用にあたっては、これまで平取ダム地域文化保全対策検討会において、第15回平取ダム地域文化保全対策検討会（平成26年3月18日開催）資料3「平成25年度までの検討状況報告（案）」

(http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/kentou_yoryo/pdf/15_houkoku_sanko1.pdf)の「有用植物保全対策に関わる全体リスト（木本）」(P2-28～29)に示すように、調査・検討を進めてきたところです。今後、当検討会における審議を踏まえ、有用植物の保全や活用について対応を図っていく予定です。

2. 平取ダム環境調査検討委員会資料にある希少生物の保全については、今まで幾度も質問してきましたが、実際に保全対策が実効性を伴って講じられたのか、国民にとって極めて不明確なままです。そのため、すでに保全対策を講じられた場合は、どのような生物種が、どの地点で、どのような対策によって個体数が増減したのか、それらの結果を具体的に示してください。また、これから予定される保全対策についても、どのような生物種について、どこでどのように対策を講じるのか、具体的に示してください。

(回答)

「平取ダム 環境保全への取り組み」 4-3 植物 表 4-3-10(1)～(4)「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」における環境保全措置の検討結果 (P4-3-25～P4-3-28)

(http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/iinkai/iinkai_09/pdf/torikumi/rep7.pdf) に示した対象種のうち、草本類のフクジュソウ、カタクリ、オクエゾサイシン、ヤマネコノメソウ、エゾヒメアマナ、イトヒキスゲ、エゾハリスゲ、オオサクラソウ、エゾハナシノブの9種、木本類のクロビイタヤ、エゾムラサキツツジの2種について、具体の場所は生物保護の観点から明らかにできませんが、移植の環境保全措置を実施しています。環境保全措置については、継続的なモニタリングを行い、専門家の意見を踏まえつつ、対応していくこととしており、これまでのところ、専門家からは、当資料に沿った手法で実施されており適当であるとの助言を受けています。

今後とも直接改変等の前に、「平取ダム 環境保全への取り組み」 4-3 植物 表 4-3-10(1)～(4)「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」における環境保全措置の検討結果 (P4-3-25～P4-3-28)

(http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/mrken_works/chisui/sarugawa_sougoukaihatsu/biratri_dam/biratri_kankyo/iinkai/iinkai_09/pdf/torikumi/rep7.pdf) に示した対象種について、同資料 4-3 植物 表 4-3-9 植物の重要な種の予測結果(1/13)～(13/13)(P4-3-11～P4-3-23)に記載している各種の生態的特性等を踏まえ、樹林、岩場、湿地等、それぞれの生育適地への移植、生育個体からの種子の採取及び生育適地への播種等を適切に講じます。環境保全措置の実施にあたっては、専門家の指導・助言をいただきながら進めることとしております。